

平成二十年十二月十九日受領
答弁第三三三九号

内閣衆質一七〇第三三九号

平成二十年十二月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出年金記録改ざんへの社保庁職員の関与を調べていた厚労大臣直属の調査委員会
に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出年金記録改ざんへの社保庁職員の関与を調べていた厚労大臣直属の調査委員会に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「本年七月以降の人数、金額等」については、現在精査中であり、できるだけ早急に公表することとしている。

二について

年金記録の訂正が必要となる理由は様々であるが、その理由ごとに区分して社会保険業務センターの受付件数を把握する仕組みとなっていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、御指摘の三百五十九万件は、山井和則衆議院議員が平成二十年十二月十一日の「民主党厚生労働部門・総務部門合同会議」に提出した資料に記載されている数字であると考えますが、そうであるとすれば、当該数字については、二十二万件の重複があるものと考ええる。

三について

社会保険事務所においては、「ねんきん特別便」に対して年金記録の訂正が必要であるとの回答があつ

た場合には、その内容について調査を行い、その結果、裁定変更処理を行う必要があると判断される場合には、社会保険業務センターにおいて裁定変更処理を行うこととなるため、記録訂正を行った上で同センターに送付することとしており、記録訂正が必要であるとの回答があつた事例すべてについて同センターに送付するわけではない。

四について

社会保険事務所において年金記録の内容を調査中であるものや、裁定変更処理の必要があると判断され記録訂正を行った事例（以下「記録訂正事例」という。）であつて、いまだ社会保険業務センターに送付されていないものがあることは承知しているが、それがどの程度の件数であるかについては、把握していない。

五及び六について

お尋ねの件数については、現時点で把握していないが、今後、記録訂正事例の処理状況について調査する予定である。

七について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十年十二月九日内閣衆質一七〇第三〇〇号）一から三までについてで述べたとおりである。